

【計算例 ケース 2】

個人市・県民税額の計算例(B さん 55 歳(給与収入)の場合)

家族構成:妻(48 歳):合計所得金額 0 円、子(20 歳、14 歳)

給与収入:12,950,000 円

支払った社会保険料:700,000 円

支払った生命保険料(新契約・一般):100,000 円

支払った生命保険料(新契約・介護):100,000 円

支払った地震保険料:10,000 円

給与所得計算

$$12,950,000 \text{ 円} - 1,950,000 \text{ 円} = 11,000,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{1}$$

(注意) 給与収入額によって計算方法が異なります。

所得金額調整控除額の計算 子ども・特別障害者である扶養親族を有する者等

$$(\text{給与収入額(限度額 1,000 万円)} - 850 \text{ 万円}) \times 10\%$$

$$(1,000 \text{ 万円} - 850 \text{ 万円}) \times 10\% = 15 \text{ 万円} \text{ 【最大 15 万円】} \cdots \textcircled{2}$$

※給与収入金額が 850 万円を超えて以下のいずれかに該当する方は、上記の計算式で算出した額を給与所得から控除します。

〈適用対象者〉

- ・年齢23歳未満の扶養親族を有する者
- ・本人が特別障がい者である者
- ・特別障がい者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

所得金額調整控除後の給与所得計算

$$\textcircled{1} 11,000,000 \text{ 円} - \textcircled{2} 150,000 \text{ 円} = 10,850,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{3}$$

所得から差し引く額の計算(所得控除)

社会保険料控除:700,000 円

生命保険料控除:56,000 円(内訳:新契約・一般…28,000 円、新契約・介護…28,000 円)

地震保険料控除:5,000 円

扶養控除:450,000 円(20 歳・特定扶養親族)(14 歳は年少扶養親族のため控除額なし)

基礎控除:430,000 円

所得控除計:1,641,000 円… $\textcircled{4}$

税額控除前所得割額の計算

$$\text{課税所得金額:} \textcircled{3} 10,850,000 \text{ 円} - \textcircled{4} 1,641,000 \text{ 円} = 9,209,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{5}$$

税率:市民税…6%、県民税…4%

$$\text{市民税税額控除前所得割:} \textcircled{5} 9,209,000 \text{ 円} \times 6\% = 552,540 \text{ 円} \cdots \textcircled{6}$$

$$\text{県民税税額控除前所得割:} \textcircled{5} 9,209,000 \text{ 円} \times 4\% = 368,360 \text{ 円} \cdots \textcircled{7}$$

調整控除の計算

⑤の金額が 200 万円を超える場合

人的控除の差の合計 - (⑤ - 200 万円) ※ × 5% (市民税 3% + 県民税 2%)

23 万円 - (⑤ 9,209,000 円 - 200 万円) = -6,979,000 円 ⇒ 5 万円…⑧

※計算した額が 5 万円を下回る場合は 5 万円

市民税調整控除額: ⑧ 5 万円 × 3% = 1,500 円…⑨

県民税調整控除額: ⑧ 5 万円 × 2% = 1,000 円…⑩

人的控除の差額

所得税控除 - 住民税控除 = 差額

特定扶養控除(特定扶養親族): 63 万円 - 45 万円 = 18 万円

基礎控除: 48 万円 - 43 万円 = 5 万円

合計額: 23 万円

所得割額の計算

市民税所得割額: ⑥ 552,540 円 - ⑨ 1,500 円 = 551,000 円 (100 円未満切り捨て)…⑪

県民税所得割額: ⑦ 368,360 円 - ⑩ 1,000 円 = 367,300 円 (100 円未満切り捨て)…⑫

定額減税の計算

納税者本人 1 万円 + 控除対象配偶者(国外居住者を除く)又は扶養親族(国外居住者を除く)1人につき1 万円

※令和6年度個人市・県民税の定額減税は控除対象外配偶者(国外居住者を除く)については対象外としますが、令和7年度の個人市・県民税の所得割額税額から、1 万円を控除する予定です。

1 万円(納税者本人) + 0 円(控除対象外配偶者) + 2 万円(扶養親族2 人) = 3 万円…⑬

所得割額 - 定額減税額

⑪ 551,000 円 + ⑫ 367,300 円 - ⑬ 30,000 円 = 888,300 円…⑭

【年税額】所得割額税額・均等割額税額・森林環境税額(国税)の計算

市民税額: 3,000 円(均等割)…⑮ 県民税額: 1,500 円(均等割)…⑯

⑭ 888,300 円(所得割額) + ⑮ ⑯ 4,500 円(均等割額) + 1,000 円(森林環境税額(国税)) = 893,800 円

年税額 893,800 円